放送に関する「規制緩和」を進めるための署名

欧米など日本以外の先進国では「マスメディア集中排除の原則」から、新聞社が放送業に資本参加するなど特定資本が多数のメディアを傘下にして影響を及ぼす「クロスオーナーシップ」を制限・禁止しています。しかし、日本では大手新聞社が地上波放送局やラジオ局を独占支配しています。これは、昭和十三年の「国家総動員法」によって推し進められたメディア統制が「在京キー局システム」として地上波放送にも適用された結果です。

情報通信技術の爆発的な発展により放送事業が巨額な投資を必要とする装置産業ではなくなってきたにも拘わらず、現在の放送法は、キー局に対し、放送法第二条により諸外国に比べ極めて安価な電波利用料で地上波テレビ放送の電波を独占利用させ、新規参入による自由競争を排除し、視聴者がより多くの良質な放送局を選ぶ事を不可能にしています。

一　放送法はじめ電波三法を改正し、放送に関する「規制緩和」を進める。

・**地方からの全国発信**を認める。（既存の**在京キー局による寡占の撤廃**）

・3年以内に**放送ネットワークの枠を緩和・撤廃**する。

・**「クロスオーナーシップ」を制限・禁止**する。

・**「電波利用権のオークション制度」を導入**し、**「放送の自由化」**をする。

二　関連法規を整備し、十年、百年先を見据えた放送内容の適正化を図る。

・**「報道」「ニュース」を冠する番組は、全て放送法第4条の「報道」に該当**するものと定める。

・**放送法第4条3項をフィクションと明示しない全ての放送に適用**し、停波などの罰則規定を設ける。

・**第三国からのメディア操作の排除**を法律に明記し、管理職に国籍条項を適用する。

・報道内容について、重大な虚偽・捏造に対して**「製造物責任法」を適用**できるようにし、**放送利害関係者を排除した第三者により違法行為を公的認定する監視機関を設置**する。

・「情報インフラ」である「インターネット」について、SNS等の事業者に**電報・電話と同様のサービス提供義務**を課す。

右記の二項目の実現を強く要望する。

総務省総務大臣　殿

国民の知る権利を守る自由報道協会
代表理事　坂倉　豊年

氏名	住所

ご家族等の分を代筆せず、一人ずつ「氏名」「住所」をご署名下さい。尚、この署名の個人情報は、厳正に管理させて頂きます。

署名の諸注意

ご家族等の分を代筆せず、お一人ずつ「氏名」「住所」をご署名下さい。**必ず「自筆」でのご記入**をお願い致します。代筆されたご署名は、無効となってしまいます。

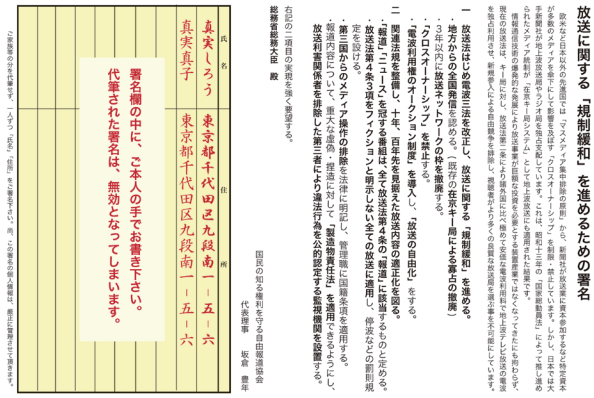

放送に関する「規制緩和」を進めるための署名

欧米などと日本以外の先進国では「マスメディア集中排除の原則」から、新聞社が放送業に資本参加するなど特定資本が多数のメディアを傘下にし影響を及ぼす「クロスオーナーシップ」を、新聞・通信・放送に「日本では大手新聞社が地上波放送局やラジオ局を強力支配しています。これは、昭和十三年の「国家総動員法」によって推し進められたメディア統制が、戦後半十年以のシステムとして地上波放送にも適用されたと言われます。現在の放送は、キー局と呼ばれ、放送法第三条により編集権は、代表者である「番組審議機関」が、番組の放送を強力に利用させ、新規参入による自由競争を排除し、視聴者よりも多くの負担を強要する放送料を徴収し、国民の知る権利を不当に侵害しています。

一　放送法はじめ電波三法を改正し、放送に関する「規制緩和」を進める。
・地方からの全国発信を認める。（既存の在京キー局による寡占の撤廃）
・3年以内に放送ネットワークの枠を撤廃する。
・「クロスオーナーシップ」を禁止する。
・「電波利用権のオークション制度」を導入し、「放送の自由化」をする。

二　関連法規を整備し、十年、百年先を見据えた放送内容の適正化を図る。
・「報道」「ニュース」を冠する番組は、全て放送法第4条の「報道」に該当するものと定める。
・放送法第4条3項をフィクションと明示しない全ての放送に適用し、停波などの罰則規定を設ける。
・第三国からのメディア操作の排除を法律に明記し、管理職に国籍条項を適用する。
・報道内容について、重大な虚偽・「捏造」に対して、「製造物責任法」を適用できるように、放送関係関係者を排除し第三者により違法行為を公的認定する機関を設置する。

右記の二項目の実現を強く要望する。

総務省総務大臣　殿

国民の知る権利を守る自由報道協会
代表理事　坂倉　豊年

氏名	住所
真実しろう	東京都千代田区九段南一－五－六
真実真子	東京都千代田区九段南一－五－六

署名欄の中に、ご本人の手でお書き下さい。
代筆された署名は、無効となってしまいます。

ご家族等の分を代筆せず、一人ずつ「氏名」「住所」を記載されたい。尚、ご署名の個人情報は、厳正に管理させて頂きます。

ご署名戴いた署名用紙の送付先

この署名用紙は、ご郵送またはファックスにて「国民の知る権利を守る自由報道協会」までお送りください。スキャナーで取り込まれた PDF ファイルを、協会ホームページのフォームにてご送信いただくことも可能です。

郵送先　〒 102-0074　東京都千代田区九段南 1-5-6
りそな九段ビル五階ＫＳフロア
一般社団法人　国民の知る権利を守る自由報道協会

署名受付専用 FAX 03-6869-1315
(番号非通知設定の方は「186」を最初に入れて下さい)

お問い合わせ窓口　03-6869-1314(代表)

PDF 送信フォームは、https://www.free-press.or.jp をご覧下さい。(右の QR コードから簡単に入れます)

※　この署名の個人情報は、厳正に管理させて頂きます。

※　ご郵送にて送り頂く場合、二つ折り，三つ折りのように折りたたんで頂いても、問題有りません。スマートホン等からの**電子署名**も可能になりました。

ご支援の御願い

1．協賛会員として継続的なご支援　　協会ホームページよりご入会下さい。

2．自由な金額でのご支援

ゆうちょ銀行　　店名　〇一八 (ぜろいちはち)　店番 018　普通預金　6888765
記号 - 番号：10120-68887651
口座名義　一般社団法人 国民の知る権利を守る自由報道協会
シヤ) コクミンノシルケンリヲマモルジユウホウドウキョウカイ